

市県民税の申告

受付と相談は「2月12日」から

ことしも下記の日程で相談所を開設し、市県民税申告の受付および指導に応じます。

当日は必ずおいでになり、昭和46年中のあなたの所得について申告を済ませるようにしてください。

なお、申告の際は、つぎのものを持参してください。

◎印鑑、医療費の領収書、身体障害者手帳、生命保険料（郵便局の簡易保険料、農協等の生命共済掛金）の領収書か支払証明書

◎<税務署に申告を要する方は> 損害保険料（建物更生共済を含む）の領収書

◎<給与所得者は> 職場から渡された源泉徴収票

◎<大型農機具の購入の場合は> 領収書又は、購入証明書

◎<営業の申告者は> 収支計算書（決算書）を記入し、関係諸帳簿資料等を持参してください。

旧市内の申告 相談と受付

期間・2月12日～3月15日

場所・本庁税務課（1階）

相談には市の保健婦による血压測定のサービスがあります。
ご利用下さい。

<少年非行の調> 46年中：数字は人数

行為別	学職別	大館市				
		小学生	中学生	高校生	有職少年	無職少年
犯	強盗				1	1
罪	強姦	1				
少	暴行	2	2	2	2	8
年	傷害	7			1	8
	恐喝		1	1	3	5
	窃盗	25	15	9	4	53
	強制わいせつ	1				1
	ぞう生物					
	住居侵入					
	業過(交)					
	その他の	2	2			4
	計	38	20	12	11	81
触法(14未満)	窃盗	29	29			58
	その他の	2				2
	計	31	29			60
不	凶器所持					
良	乱暴	6	1			7
行	家出	1	9	3	5	21
為	無断外泊	2	16		1	19
	怠学	5	39	27		71
	意業				16	16
	物品持ち出し					
	婦女いたずら				1	1
	不純異性交友	1	2	2	1	6
	飲酒	6	10	15	2	33
	不良好交友	11	4	4	19	
	喫煙	33	78	201	54	366
	不健全娛樂	9	38	94	18	10
	夜あそび	8	24	13	1	46
	菓物乱用	10	3	7	6	26
	盛り場徘徊(はいき)				3	3
	その他の	13	11	12	2	38
	合計	30	188	258	280	85
		61	255	278	292	96

<市県民税申告の受付と相談日程>

月 日	受付相談場所	該 当 町 内
2月12日	小駅迦内、板子石、向羽立、獅子ヶ森	日景町1・2区
13日	駅迦内公民館	大通、中通、上通、山神台、長面 長面袋
14日		商人留、松峰、松木、上袋、日鉱
15日	沼館温泉会館	沼館1・2区
16日	長走会館 農協花矢支所 (白沢)	長走、陣場、松原 寺の沢、白沢、橋桁、岩木、清水川 中羽立
17日		柏田、大森、島内、土目内、繁沢
18日	花矢支所	本郷、二井山、観音堂、十三森、長森 前田、泉田、白根山团地
19日		神山、姫沢、桜町、稲荷沢、猫鼻 綠園、神山社宅
20日	長木公民館	上代野、大茂内、小茂内、宮袋、東二 ツ屋、吉田子、才ノ神
21日	茂内会館	茂内屋敷、水沢、黒沢、赤沢、二ツ屋 石淵、籠谷、芋ヶ岱
22日	新沢会館	小雪沢、大明神、新沢
23日	下代野会館	下代野、天下町
24日	餅田会館	餅田、山田渡、赤石沢、餅田团地
25日	立花会館	立花全区
26日	横岩会館	横岩、大道下
27日	山館会館	中山、沢山、羽立、金谷
28日	根下戸会館	根下戸、舟場
29日	葛原会館	葛原、沢尻
3月1日	十二所公民館	上新町、上町、中町、下町、猿間
2日	軽井沢会館	軽井沢、浦山
3日	曲田会館	曲田、道目木
4日	大瀧温泉組合会館	大瀧、平内
5日	板沢会館	板沢、小椅
6日	樺崎会館	樺崎
7日	真中公民館	赤石、出川、大披、下川原、高戸谷
	片山会館	片山全区
	柄沢会館	柄沢

▼時間……いずれも午前9時30分から午後4時まで
(ただし、片山、柄沢は午前9時から)



山々を背景に、クリーム色の校舎が、くっきりとその容姿をあらわしている。餅田に建設中のこの校舎は、「山と川のある学校」として、スマートな校舎とその好環境を誇っている。10月の完成と同時に新校舎での勉強がはじまるが、生徒たちは、いまから胸おどさせて、その完成を待ちわびている。

(写真) 横崎地内からみた桂高校の新校舎

郷土の風物詩

あめっこ市

2月26日

<少年非行の実態>

ふえる不健全娯楽

大館警察署と大館地区少年保護育成委員会では、昨年1年間(46年中)の管内の非行少年補導の実態をまとめました。

左にしめた表は、大館警察署管内の少年非行白書ともいいうべきもので、補導された少年は一昨年に比較して全般的に減少した反面、グループによる非行が増加しています。

14才未満の少年による盗みは、日曜日や祭日に近郊から市内に遊びに来た小・中学生グループの万引きが多く、このような非行は、善良な少年をグループに引き入れています。

れいくものと、懸念されているところです。

不良行為等の少年は、非行にはするひとつの段階であり、特に、不健全娯楽、無断外泊、怠学、怠業、薬物乱用(有機溶剤等)は、犯罪に発展する危険性が強いとしています。

このため大館警察署では、不良行為等少年に対する早期発見、早期補導を今年の重点目標としています。

少年の健全育成のため、市民の皆さんも非行防止に一体となってご協力くださるよう、大館警察署と大館地区少年保護育成委員会では呼びかけています。

健全育成運動を進めよう！

次代をになう青少年が、心身ともにすこやかに成長し郷土大館市の発展に貢献することは、すべての市民の願いです。

大館市青少年問題協議会では、青少年に強じんな体力と、たくましい精神力をもち、連帯感と豊かな情操を養い、進展する社会に対応する能力をもつ青少年を育成するに

①よい仲間づくり②明るい家庭づくり③豊かな環境づくりの三つの基本方針にもとづいて運動を進めることになりました。

【健全育成運動は、家庭、学校、職場、町内会、青少年団体等の地域社会を一体とした総合的な運動として進めなければなりませんので、市民あげてこの運動を進めようではありませんか。

■対策の重点

1. 青少年団体への加入促進

青少年が自主性と協調性を身につけ、友情をつかい社会連帯意識を高揚するため、青少年団体グループ等への加入をすすめよう。

2. 青少年指導者の養成確保

青少年団体の充実強化ならびに加入促進を図るために、団体内的指導者の養成確保に努めよう。

3. 家庭対策の充実

青少年育成の基礎をつちかう健全な家庭づくりのために一家だらんの場を通じて「家庭の日運動」をすすめそして、家庭における教育の機能をはかるため、母親は母親学級、子どもは子ども会活動に積極的に参加しよう

4. 非行・事故防止対策

青少年の非行・事故防止を図るために、地域連帯意識の高揚と、地域社会の環境浄化に努めよう。